さいたま市告示第1623号

市道路線認定に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第8条第1項の規定に基づき、次のように市道の路線を認定したので、同法第9条の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日より15日間、大宮区及び見沼区はさいたま市建設局北部建設事務所土 木管理課において、桜区はさいたま市建設局南部建設事務所土木管理課において一般の縦覧に供する。 令和7年10月20日

さいたま市長 清 水 勇 人

道路の種類 市道

整理番号	路線名							起点終点	重要な経過地
1	A	第	8	4	1	号	線	さいたま市桜区大字下大久保字新田 1102 番 14 地先 さいたま市桜区大字下大久保字新田 1102 番 10 地先	
2	В	第	5	4	5	号	線	さいたま市桜区栄和一丁目 366 番 4 地先 さいたま市桜区栄和一丁目 366 番 17 地先	
3	1	2	9	6	7	号	線	さいたま市大宮区宮町四丁目 52番3地先 さいたま市大宮区宮町四丁目 42番地先	
4	1	2	9	6	8	号	線	さいたま市大宮区宮町四丁目 41 番地先 さいたま市大宮区宮町四丁目 41 番地先	
5	2	2	6	1	9	号	線	さいたま市見沼区東宮下三丁目 4番2地先 さいたま市見沼区東宮下三丁目 12番2地先	
6	2	2	6	2	0	号	線	さいたま市見沼区大字中川字諏訪 863 番 23 地先 さいたま市見沼区大字中川字諏訪 863 番 11 地先	